

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
第5回運営委員会 議事概要

日時 平成18年3月1日(水) 10:00~12:00

場所 日内会館 4階会議室

出席者:

(委員)稲葉一人,上原鳴夫,大井 洋,加藤良夫,楠本万里子,黒田誠, 鈴木利廣,瀬戸皖一,
高本眞一,寺岡暉,樋口範雄,山口徹

(地域)黒田誠(再掲),長崎靖,野口雅之,松本博志,的場梁次,山内春夫,吉田謙一

(オブザーバー)大原(法務省),金澤(警察庁)

田原,平野(厚生労働省)

(事務局)日本内科学会

1. 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の状況について(公開)

地域の状況

- ・ 新地域・新潟(地域代表 新潟大学山内教授)の紹介。
- ・ オブザーバーとして札幌医科大学松本教授が参加。札幌市は開始時期未定。
- ・ 東京地域事務局が3月1日より受付体制強化のため移転。
東京都文京区本郷5-23-13 田村ビル4階
- ・ 大阪地域は4月より金曜日も受け付け,対象医療機関も府下全病院とする。
- ・ 大阪地域はモデル事業で受け付ける事例は全例検視が必要である旨医療機関に周知した。
直接モデル事業事務局に相談があった場合は,医療機関に検視を勧めることとする。
- ・ 現在までに12例受け付け,相談を17例受けた。

大阪地域の全例検視に関する意見

- ・ 医師法21条に基づいて届け出ることと検視を行うことは別。
- ・ 全例警察に届け出るという流れは学会として了承しかねる。
- ・ モデル事業の原則として全例警察に届け出なくてはならないわけではない。
- ・ 臓器移植の現場においては全例警察に「連絡」をしており,警察との関係は 良好である。
また,遺族も「警察に知らせた」ということで納得しやすい。医療機関の考えのみだと混乱を招く場合がある。
- ・ 大阪においては,スムーズに運営する現場(地域)の工夫として,このような形(全例検視)にしたのではないか。
- ・ 実績を重ねることによって,地域の流れを再検討する時期がくるのではないか。
- ・ 愛知地域では事例について警察に相談することとし,連携できていると考えている。あえてバリアを作る必要はないのではないか。
- ・ モデル事業においては,
申請時点で総合調整医が異状の可能性があると考えた場合,異状死の届出をするよう医療機関に助言を行うこと,
解剖の経過で犯罪と関係のある異状を認めた場合,死体解剖保存法に基づいて警察に届

け出ること

を確認したい。モデル事業の流れを最初から全国一律にするのは難しい。

2. これまでの主な相談事例・受付事例について（非公開）

- ・ 前回運営委員会（1月13日）の後実施された4例について紹介。
- ・ 遺族がモデル事業への参加に積極的であった例があった。
- ・ モデル事業の説明時に、解剖に関する同意と公表に関する同意を同時に得るのは、事実上むずかしい。
- ・ 複数医療機関が関与した場合でも円滑に申請が行われた。

3. 各種資料の確認（以下公開）

評価結果報告書（ひな形）について

- ・ 参考資料として依頼医療機関の事案調査報告書を添付することとしているが、本来事案調査報告書は医療機関がご遺族に渡すものであり、モデル事業から渡す必要はないのではないか。
- ・ 評価結果報告書は医療機関、患者遺族のみに渡すものであるため、患者、医療機関、主治医の実名は入れているのではないかと。また、委員の名簿を含めることは説明責任を果たす意味でも必要であるのではないかと。
- ・ 基本的には3ヶ月後に評価結果報告書をお渡しすることを守りたい。
- ・ 評価結果報告書を書く臨床評価医の認識が足りていない印象である。今後はスムーズに進むよう、臨床評価医に予めひな形を渡しておきたい。
- ・ 評価結果報告書ひな形の趣旨を明確にした方がよい。

事例が発生した際の中央事務局への報告について

- ・ 事例が発生した際、様式に従って地方事務局が中央事務局に報告することとする。
- ・ 問20の「検視等」について「1見分、2検視、3実況見分」の区別をすることとしているが、実務上その場で区別するのは難しいため「1検視等が行われた、2検視等が行われなかった」の区分とする。

モデル事業における公表の取扱いについて

- ・ モデル事業における対応状況（受付地域・申請受付日・解剖実施日）、対象者について（年齢・性別・診療の状況）、評価結果の概要は求めに応じて関係者に説明することを了承。
- ・ 現在受け付けている事例に関しては、公表について個別に説明することとし、今後は公表に関しても一括して説明を行い、同意を得ることとしたい。

各種資料については修正の上、委員長の了承を受けて成案とする。

4. 情報の取扱いについて

- ・ 剖検録は開示しないとしているが、解剖施設に請求すれば、開示されることが多いのではないかと。
- ・ 解剖結果報告書は剖検録を反映するものなので、詳細な報告書は剖検録そのものとあまり差がないのではないかと。
- ・ 各種議事録は書き方によっては（誰が何を言ったという書き方ではなく、要旨をまとめ

る程度) 開示できるものもあるのではないか。モデル事業の運営に支障がない程度に公表することを原則としたい。

- ・ 今後も検討を続けることを了承。

5. 今後の取組について

事業実施体制の見直しについて

- ・ 中央評価委員会は設置しないこととし、今後地域で評価を完結することとするを了承。
- ・ 中央では地域において評価を行うにあたり支援することとするが、再評価は行わない。

各種規定の整備について

- ・ 各種規定を整備することについて報告。

事業実施報告書について

- ・ 事業実施報告書を年度末もしくは4月に取りまとめることについて報告。

周知について

- ・ パンフレット、ハンドブックを作成し、周知を図ることについて了承。

6. その他

次回運営委員会を4月中に行うこと了承。今後日程調整を行う。